

「外国ユーザーリスト」について

平成20・05・30 貿局第1号 平成20年6月10日

貿易経済協力局

改正 平成20・10・17 貿局第4号

平成20年10月31日 貿易経済協力局

本リストは、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等（経済産業省告示第760号）」第二号に規定する「輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)第4条第1項第三号イ及び第四号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等」に該当するものである。

本リストを入手した者は、輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の同項下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出又は外国為替令(昭和55年政令第260号)別表の16の項の中欄に掲げる技術の同項下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引を行う場合には、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(経済産業省令第249号)」又は「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号のニイ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合(経済産業省告示第759号)」の規定により、当該貨物の需要者又は当該技術を利用する者の名称が本リストに掲載されているかを確認しなければならない。

輸出する貨物の需要者又は提供しようとする技術を利用する者の名称が本リストに掲載されている場合は、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」に規定する「当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を行う(行った)旨記載され、若しくは記録されているとき」及び「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号のニイ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」に規定する「当該技術を利用する者が核兵器等の開発等を行う(行った)旨記載され、若しくは記録されているとき」に該当するため、用途、取引の態様・条件等からみて、大量破壊兵器等の開発などに用いられないことが明らかなきを除き、経済産業大臣の許可が必要となる。

※「外国ユーザーリスト」について(平成19・05・15貿局 第2号)は、廃止する。

詳細については、安全保障貿易管理課にお問い合わせのこと。